

## 第2回 太陽発電施設の適正な設置及び維持管理に関する検討会議

### 【日時】

令和8年1月16日（金曜日）18時00分から20時00分

### 【会場】

網走市役所本庁舎5階 議場

### 【参加者】

#### ○委員

太田 雅幸（会長）	太田雅幸法律事務所 弁護士
笹木 潤（副会長）	東京農業大学生物産業学部 教授
中山 寿一	網走商工会議所 副会頭
田口 徹	網走市観光協会 専務理事
黒田 幸市	網走市町内会連合会 会長
奥泉 利明	西網走行政連絡協議会 会長
木村 潤一朗	一般公募委員
木村 朱美	一般公募委員
名古屋 美津重	一般公募委員

#### ○アドバイザー

伊藤 嘉高	公益財団北海道産業資源循環協会 副会長
高橋 寿一	専修大学大学院法学研究科 教授

#### ○オブザーバー

森門 隆志	オホーツク総合振興局環境生活課地域環境係 係長
-------	-------------------------

#### ○事務局

田邊 雄三	市民環境部長
寺口 貴広	市民環境部次長
八百坂 則勝	同 生活環境課 参事
城石 一徹	同 生活環境課環境対策係 主事
倉橋 樹	同 生活環境課環境対策係 主事
福田 悠介	同 生活環境課環境対策係 主事

#### （関係職員）

立花 学	建設港湾部長
村上 雅彦	同 都市整備課長
佐藤 岳朗	農林水産部長
古田 孝仁	同 農林課長
北村 幸彦	観光商工部長
中村 幸平	同 商工労働課長
井上 博登	同 観光課長

## 1. 開会

## 2. 議題

(1) 第1回検討会議における議論の総括（基礎知識の共有）

### ●会長

前回、委員間で基礎知識の共有が不十分であった可能性があるため、事務局より太陽光発電施設の基礎知識（メガソーラー、PPA、国の動向等）について説明を求める。

●事務局：資料1～5に基づき説明。

### 【質疑応答】

#### ○委員

現在、市内でメガソーラーの建設が進んでいる事例はあるか。

#### ●事務局

市への直接的な建設予定の問い合わせはない。森林法関連の手続き等で情報共有される場合はある。

#### ○委員

市内における事業用の太陽光発電施設153箇所はFIT関連か。それ以外について把握できているか。

#### ●事務局

そうである。153箇所は国の公表データに基づく。それ以外の小規模（10kW未満、家庭用含む）は約450箇所と認識している。

#### ○委員

「ゾーニング」と「ラベリング（JC-STAR）」の意味を教えてください。

#### ●事務局

「ゾーニング」は場所の特定や区域指定を行い、規制や行為制限を行う行政手法。

#### ●会長

「ラベリング」は基準適合を示す認証制度のこと。

資料4にある「反射光による光害」等の苦情は、市に寄せられているか。また、統計的にまとめられているか。

#### ●事務局

光害に関する直接的な苦情記録はない。隣接地管理（雑草・害虫）に関する問い合わせはある。網走市の基幹産業である観光産業への影響懸念として記載した。

#### ●会長

資料5に関して、国の対策パッケージにある「規制逃れ（分割案件）」について、森林法等の規制を逃れるための敷地分割に対し、政府として運用・罰則を強化していくという理解でよいか。

#### ●事務局

その通りである。合算判定の厳格運用と罰則強化が進められると認識している。

#### ●委員

1. 太陽光発電で生成された電力を災害時に市民が使用できる仕組みはあるか。
2. 釧路で起きた、太陽光発電の不適切な開発事案はなぜあそこまで進んでしまったの

か。

●事務局

1. 通常、発電電力は市民利用に特定されず送電網（北電）へ流れる。災害時の活用として、「あばしり電力」が潮見地区で実施している事例がある。平時は市内公共施設へ供給し、停電時は潮見コミセンと潮見小学校へ自営線と蓄電池（NAS電池）を通じて電力を供給する仕組みがあり、防災力が高い。

●会長

中山委員の質疑2つ目について、可能な範囲で構わないのでオブザーバーに答弁をお願いしたい。

○オブザーバー

発言しにくい部分もあるが、事業者側の問題と行政側の手続きの双方に瑕疵（かし）や要因があったと個人的には考える。

●会長

地域にコミットしない事業者の特質と、北海道の行政指導が十分に機能しなかった点が要因ではないかと推察する。それ以上はこの場で追求できるものではない。

○委員

太陽光発電によって生み出された電力が災害時に活用される仕組みがあるといい。今後条例・ガイドライン等を作るにあたって、技術的・制度的に市民へ還元する方法を検討していくべきだと感じる。

○委員

潮見小学校や潮見コミセンのような避難所への電力供給機能を持つ太陽光施設は、市内ではそこだけか。

●事務局

現在はそこだけである。

○委員

災害などによる停電への不安解消のため、避難所となる場所に太陽光発電施設の設置を増やし、市民を守る視点が必要であると個人的に思う。

●会長

ご意見として伺っておくが、市は検討するしかないと思うので、今後検討してください。

【前回会議での各委員の発言趣旨と法的意味について】 会長より説明 ※資料6参照

●会長

資料6の要点筆記について、各委員は意見等あるか。

○委員

意見等なし

●会長

前回欠席の木村（朱）委員は太陽光発電施設に関する意見等があるか。

○委員

方向性としては積極的な設置推進派である。ただし、住民への説明会や理解、地域との調和は必須と考える。

●会長

国の制度でカバーされない事業者に対し、市独自の規律で積立等を求めることについてはどう考えるか。

○委員

将来の不安解消のため、そうした方向性は必要だと考える。

(2) 規律のおおまかな方向性についての検討・協議

●会長

現行法での抜け穴と、網走市として可能な権限について事務局へ質問。

【太陽光発電パネル設置に係る関係法令・条例等について】市より説明 資料7参照

●市

計画・用地確保段階での許可権者の多くは北海道（宅造法、林地開発等）であり、市が単独で許可・不許可を判断できる権限は限定的である。

●太田会長

市には太陽光発電事業に着目した規律や権限がほとんどないという認識でよいか。

●市

市として話を受けるケースもあるが、最終的に許可をするという段階においては市ではなくて北海道がほとんどのことを許可しているという状況である。

●太田会長

景観の保護という観点で、「ここに設置すると景観が阻害するからダメだ」とか、あるいは「ここに設置するんであれば届け出をせよ」というような規律は市にあるか。

●市

景観については、北海道は景観条例に基づいて規制をかけており、市独自の条例はない。

●会長

PPAなどの非FIT・FIP案件に対する廃棄費用積立の義務付けも、現在の市の例規ではないか。

●事務局

ない。

●会長

他の委員の方々からも、現行の規律について指摘や意見等があれば頂戴したい。

○委員

太陽光パネルに関して、現時点で市に何も権限がないというのはいかがかと。

○委員

資料4にある「住民合意形成の不備」等の事例がある以上、条例やガイドラインの検討は必要であると考えます。

●事務局

今後条例やガイドラインといったルールづくりを行うにあたって、有識者の方、皆様のお話を伺ったうえで、今後の方向性を決めていきたいと考えています。

○委員

建設後の維持管理に関する法令はあるか。

●事務局

再エネ法改正（2022年）の内容に盛り込まれていたと認識しているが、手元に資料がないため確認後、後日提示する。

●会長

建築基準法が適用され、建築物として確認が必要とされることはあるか。

●市

太陽光パネルは「工作物」であり、下部空間を利用しない限り建築基準法上の建築確認対象外となるため、市としての審査権限はない。

【ゾーニング（規制区域の色分け）について】会長より説明 資料8参照

●会長

ほとんどの太陽光発電関係の条例におけるゾーニングは、法令を借用する形で行われているが、市としてどのようなゾーニングをするのが適切かについて、特に観光協会、商工会議所の方を中心に意見を聞きたい。

○委員

景観保持のための規制は必要と考えるが、エネルギー不足の観点から一方的な排除はすべきではないが、市として一定の基準は必要。土地や動植物等の貴重な自然環境がある場所は慎重なゾーニングの検討が必要である。

●会長

最低限ここは環境保護のためにゾーニングしたいとか、原則禁止にすべきだとか、抑制すべきという具体的な候補地等があればお聞きしたい。

○委員

現時点で具体的に候補地を挙げるのは難しいが、動植物、生物などについては慎重な検討が必要なのではないかと考えている。

○委員

地図上で赤（禁止）・黄（規制の範囲）・青（条件付可）のようにゾーニングするようなイメージをもっている。市の人口減少にともない、インバウンドも含めた網走市の観光にはポテンシャルがあると思っているので、観光資源や大自然の景観を損なう場所への設置は規制すべき。

○委員

景観は大事だと考える。ゾーニングの候補地として、例えば、「感動の径（みち）」等のビュースポットからの景観は重要で、俯瞰した時にパネルが光っているのは景観上良くない。地図上だけでなく、目視による景観ゾーニングが必要。

●会長

他都市の条例の中には、景観については、目隠しをすればいいというところもあるが如何か。

○委員

市内の景観が良い観光スポットでパネルを見ると印象が悪くなる懸念はあるが、太陽光パネルを設置しながらも、観光資源を守る、環境配慮型まちづくりとしてアピールできるような調和が理想。

## ●会長

次回、市の方でゾーニング案の提示を求める。また、独自の規律を設けた場合の審査体制についてどう考えているか。

## ●事務局

全ての法令適合性を市単独で確認するのは困難。市で判断するものについては、関連する各所管部署と連携して対応する必要がある。

【廃棄等費用積立制度について】太田会長より説明 資料9参照

## ●会長

今後、国ではFIT・FIPに対する恩典は付与しないという方向付けのようなので、PPA等独自で運営していく事業者が増えることが予想される。再エネ法によるFIT・FIP案件以外は廃棄費用の積み立てがされないとする、それに代わる規律を市として設けるしかないというようにも思えるが、この点について、国の方向性等をアドバイザーからご説明いただけるか。

## ○アドバイザー

今後、FIT認定外の事業者が増える。資料9の神戸市の廃棄費用相当額の預託などのような仕組みは必要と感じる。

【一定の太陽光発電事業に対する規制裾切について】太田会長より説明 資料10参照

## ●会長

一定の裾切りをするのか、それとも裾切りをせずに全て対象とするのかというところは、議論の余地がある。どういう規律を作るのか、委員から意見等をお聞きしたい。

## ○委員

大規模施設の設置に関しても家庭用のオフグリッドが基本で蓄電池の併用があれば良い。小規模（投資目的）の低圧案件に関して規制は不要と考える。また、撤去費用に関して、山を切り開いて設置した場合、現状復帰（土出し等の修復）費用が含まれていない点が問題ではないか。神戸方式（環境ボンド）は非常に良いと考える。

## ●会長

本日の検討会を通じて、アドバイザーより、ご意見等頂戴したい。

## ○アドバイザー

### 1. 設置可能な「民有地」の実態把握が必要

湖沼や河川の近く、道路用地などの「公有地」には基本的に設置ができないため、開発対象は主に「民有地（特に森林など）」となる。

そのため、網走市内で実際に設置可能な民有地がどの程度残されているのか、その総量を把握する必要があるという見解。

### 2. 森林伐採時における「防災調整池」の設置について

0.5ヘクタールを超える森林開発を行う場合、単なる伐採届では済まず、伐採面積に応じた「防災調整池」の設置が義務付けられている。防災の観点（保水能力の担保）においては、この調整池を作ることでは機能としては十分という認識。

※景観の観点では植林が必要かもしれないが、防災上は調整池がメインの対策

### 3. 水没・浸水リスクのある地域への配慮

本州のような頻繁な台風被害はないとしても、大雨などで土地が冠水・流出する可能性がある場所（水没地域）については配慮すべき。

●会長

オブザーバーより、ご意見等頂戴したい。

○オブザーバー

活発な意見に感謝する。引き続き参加し意見を承る。

●会長

傍聴者の中で発言されたい方はいるか。

○傍聴者

条例を作る際、行政代執行などの「実効性の確保」をどう担保するか、法的根拠を含めたシナリオや事例について次回以降学ばせてもらいたい。

次回スケジュールについて 事務局より説明

- ・第3回会議：2月19日（木）午後6時 開催予定（会場調整中）
- ・市民向け講演会：2月20日（金）午後3時 エコーセンター大会議室  
講師 高橋寿一教授（専修大学）

3. その他について

意見等なし

4. 閉会